

国土交通省告示第 号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十七条の十六第三項の規定に基づき、監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十四年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件（平成七年建設省告示第千二百九十七号）の一部を次のように改正する。

表技（建）の項の次に次のように加える。

技（総建）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの）「鋼構造及びコンクリート」を除く。（とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------

表技（建鋼）の項の次に次のように加える。

技（総建鋼）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
--------	----------------------------------------------------------------------------

表技（農土）の項の次に次のように加える。

技（総農土）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
--------	---------------------------------------------------------------------

表技（電）の項の次に次のように加える。

技（総電）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を電気・電
-------	----------------------------------------

子部門に係るものとするものに限る。()とするものに合格した者であること。

表技(機)の項の次に次のように加える。

技(総機)

技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を機械部門に係るもの)、「流体機械」及び「暖冷房及び冷凍機械」を除く。()とするものに限る。
。)とするものに合格した者であること。

表技(機流)の項の次に次のように加える。

技(総機流)

技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。()とするものに合格した者であること。

表技（水）の項の次に次のように加える。

技（総水）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を水道部門に係るもの）、「上水道及び工業用水道」を除く。（とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------

表技（水上）の項の次に次のように加える。

技（総水上）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
--------	---------------------------------------------------------------------------

表技（産土）の項の次に次のように加える。

技（総産土）	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。</p>
--------	----------------------------------------------------------------------------

表技（林林）の項の次に次のように加える。

技（総林林）	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「林業」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。</p>
--------	--------------------------------------------------------------------------

表技（林森）の項の次に次のように加える。

技（総林森）	<p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。</p>
--------	----------------------------------------------------------------------------

表技（衛）の項中「以下同じ。」を削り、同項の次に次のように加える。

技（総衛）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を衛生工学部門に係るもの）、「水質管理」及び「廃棄物処理」を除く。（とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------

表技（衛水）の項の次に次のように加える。

技（総衛水）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「水質管理」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
--------	---------------------------------------------------------------------

表技（衛廃）の項中「廃棄物処理」を「廃棄物処理（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する総理

府令（昭和五十七年総理府令第三十七号）による改正前の技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）による「汚物処理」とするものを含む。）に改め、同項の次に次のように加える。

技（総衛廃）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
--------	----------------------------------------------------------------------

監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件（H7.6.29 建設省告示第 1297 号）

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十七条の十六第三項の規定に基づき、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の十八第一項に規定する資格者証の記載に用いる略語を次のとおり定める。

次の表の下欄に掲げる建設業の種類又は監理技術者資格は、それぞれ同表の上欄に掲げる略語により表すものとする。

技（建）	技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものを除く。）とするものに合格した者であること。
技（総建）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの（「鋼構造及びコンクリート」を除く。）とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（建鋼）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（総建鋼）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（農土）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（総農土）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（電）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者であること。
技（総電）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を電気・電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（機）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものを除く。）とするものに合格した者であること。
技（総機）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るもの（「流体機械」及び「暖冷房及び冷凍機械」を除く。）とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（機流）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（総機流）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（水）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものを除く。）とするものに合格した者であること。
技（総水）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を水道部門に係るもの（「上水道及び工業用水道」を除く。）とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（水上）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（総水上）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（産土）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（総産土）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。

技（林林）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を林業部門（選択科目を「林業」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（総林林）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「林業」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（林森）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（総林森）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（衛）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物処理（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和五十七年総理府令第三十七号）による改正前の技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）による「汚物処理」とするものを含む。以下同じ。））」とするものを除く。）とするものに合格した者であること。
技（総衛）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を衛生工学部門に係るもの（「水質管理」及び「廃棄物処理」を除く。）とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（衛水）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「水質管理」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（総衛水）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「水質管理」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（衛廃）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物処理（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和五十七年総理府令第三十七号）による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。））」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。
技（総衛廃）	技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者であること。